

○国立大学法人筑波技術大学人権問題等委員会規程

〔平成 17 年 10 月 3 日〕
規程第 14 号

最終改正 平成 21 年 12 月 18 日規程第 27 号

国立大学法人筑波技術大学人権問題等委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成 17 年規則第 1 号)第 19 条の規定に基づき、人権問題等委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 人権の尊重についての本学の基本姿勢を明確にし、必要な取組を行うこと。
- (2) セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害の問題等(以下「人権問題等」という。)に係る予防及び改善に関し、必要な活動を行うこと。
- (3) 人権問題等に関し、苦情の申出及び相談を受ける窓口(以下「苦情相談窓口」という。)との連携により、個別的な対応を図ること。
- (4) 苦情相談窓口では解決できない人権問題等に関し、必要な調査、当事者の調停及び被害者の救済を行い、又は学長及び関係組織に対し必要な提言を行うこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事及び副学長
- (2) 産業技術学部長及び保健科学部長
- (3) 障害者高等教育研究支援センター長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(任期)

第 4 条 前条第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する理事又は副学長をもって充て、副委員長は、委員のうちか

ら委員長が指名する。

- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(苦情相談窓口)

第6条 人権問題等に関する苦情相談に対応するため、委員会のもとに、苦情相談窓口を置く。

- 2 苦情相談窓口は、総括相談員及び相談員をもって組織する。
- 3 総括相談員は、産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長及び事務局長をもって充てる。
- 4 相談員は、総括相談員が指名する。
- 5 苦情相談窓口は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 総括相談員及び相談員は、複数の人数で苦情相談に対応すること。
 - (2) 苦情相談に係る事実関係の確認及び当事者に対する指導・助言等を行うこと。
 - (3) 苦情相談窓口で解決できないと判断された人権問題等については、総括相談員から委員会に解決の依頼をすること。
 - (4) 委員会が行う必要な調査等に協力すること。
 - (5) 苦情相談に関し、総括相談員から委員会に報告すること。
 - (6) 苦情相談に係る人権問題等の解決後も、相談者のケアに配慮すること。
 - (7) その他苦情に関すること。

(プライバシーの保護等)

第7条 委員会は、人権問題等への対応に当たっては、関係者のプライバシーに配慮するとともに、個人の秘密を厳守しなければならない。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学人権問題等委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月18日から施行する。